

「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案及び分区の一部見直し(原案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	1人
2 意見等の件数	1件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	「マリーナ港区」と「修景厚生港区」において、「港湾施設等に従事する者及びその利用者のための」という制限を撤廃するのはどうか。これらの港区は、交流拠点を目指しているようだが、不特定多数の人たちの交流を意味するものなら、市内のどの場所でも良く、当該港区の利用者がまず優先的に飲食店等を利用できなければ本末転倒。港の利用者が港から離れた場所で用を足さなければならぬ事態とならないか不安である。完全に制限を撤廃するのではなく、従事者や利用者が本来の目的を果たせるような配慮を残すべき。	この度の条例の一部改正の目的は、令和2年12月に策定した小樽港長期構想及びこれを受けて令和3年12月に改訂した小樽港港湾計画の方針に沿って、物流空間と交流空間の効率的なすみ分けを図り、物流・交流、それぞれの振興に資することとしております。この方針に照らして、交流空間としての機能が求められている「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」につきましては、当該港区の関係団体や地権者等の皆さんのご意見も聴きながら、誰しもが利用できるホテルや飲食・物品販売店などの一般都市機能参入の円滑化を図っていくこととしました。将来的には、現在、再開発を進めている小樽港第3号ふ頭周辺を「みなとオアシス」として整備し、マリーナ地区や北運河地区をその拡張エリアと位置づけ、一層のにぎわいの創出を目指してまいりたいと考えております。一方で、物流空間に位置づけている「商港区」、「工業港区」及び「漁港区」につきましては、当該港区における飲食・物品販売店等の新規参入は、荷役作業や物流動線の効率性や安全性を損なう可能性がある上、従事者や利用者も多いことから、港湾関係団体等のご意見も聴きながら、業種を限定し、観光客等の往来を抑え、港湾・物流機能を堅持していくこととしました。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。